

自転車のルールとマナー

自転車は道路交通法上「車両」の一種です。子どもから高齢者まで幅広く利用され、最近では環境や健康増進のため利用する方が増えていきます。一方で、危険な運転をする自転車への批判も高まっています。自転車は「交通弱者」に位置づけられますが、「被害者」となるばかりではなく、「加害者」となる場合があります。歩行者に対する注意や思いやりを忘れてはいけません。交通ルールとマナーを正しく守り、歩行者など他の交通に十分注意して、安全運転を心がけましょう。

◆自転車事故で問われる責任事例

自転車利用者も相手にケガを負わせたり、死亡させたりした場合、損害賠償の責任を問われます。また、事故を起こすと、刑事上の責任が問われます。

▽高校生が無灯火で走行中、携帯電話を使用して画面に気をとられ、歩行者に衝突。歩行者を転倒させて歩行困難となる後遺障がいを負わせてしまった。(賠償金約50000万円)

▽自転車で行中の高校生が、歩道から交差点に進入する際、安全確認を怠り、女性が運転する自転車と衝突。女性は死亡した。(賠償金約30000万円)



▽中学生が夜間、無灯火の自転車で走行中、歩行者と衝突。歩行者には重大な障がいが残った。(賠償金約30000万円)

平成23年10月25日に警察庁が「良好な自転車交通秩序の実現のための総合政策の推進について」を発表しました。歩行者や通行車両との交通事故に直接つながるような危険を生じさせたり、警察官の指導・警告に従わない悪質・危険な違反者については検挙措置が講じられます。岐阜県警においても指導警告を徹底するとともに、目に余る行動については検挙となります。



◆自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道と車道の区別があるところでは、車道通行が原則です。しかし、次の場合は、例外として普通自転車は歩道を通行できます。

- ▽道路標識などで認められている場合
- ▽運転者が13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- ▽道路工事や駐車車両などにより車道の左側を通行する



ことが困難なときや、車の通行量が非常に多く危険な場合

※ただし、警察官が歩行者の安全のために必要と認めて指示をしたときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

2 車道は左側を通行

自転車は車道の左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は禁止されています。また、路側帯であれば、そこを通行することができます。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りをすぐ停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げてはいけません。歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止するか自転車から降りて押して歩きましょう。



4 安全ルールを守る

- ▽飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
- ▽夜間はライトを点灯
- ▽交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ▽傘をさしながらや携帯電話を使いながらの運転、荷物を手に持ったり、ハンドルに引っ掛けたりして運転するなど、視界を妨げたり、安定を失う恐れのある状態での運転は禁止

5 子どもはヘルメットを着用

保護者は、13歳未満の子どもが自転車を運転する時や幼児を幼児用座席に乗せて運転する時は、自転車乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。また、子どもに限らず、安全のためできるだけヘルメットを着用するようにしましょう。

照会先

関警察署 (☎2401110)、
危機管理課 (☎237736 FAX237748)